

【介護保険】

要支援利用者様用

①訪問看護利用料金表（利用者1割/2割/3割負担分）【非課税】

サービス内容	単位	利用料 (10割)	利用者負担額金額			備 考	
			(1割)	(2割)	(3割)		
初回加算（Ⅰ）退院日当日	350	3,892円	390円	779円	1,168円	・1月につき ・新規に訪問看護を実施した初回月のみ	
初回加算（Ⅱ）退院日翌日以降	300	3,336円	334円	668円	1,001円	・訪問看護の利用が2ヶ月以上ない場合の再利用月 ・介護度の変更月（要介護⇔要支援の場合のみ）月1回算定	
介護予防：訪問看護Ⅰ-2（30分未満）	451	5,015円	502円	1,003円	1,505円		
介護予防：訪問看護Ⅰ-3（30～59分）	794	8,829円	883円	1,766円	2,649円		
介護予防：訪問看護Ⅰ-4（60～90分）	1,090	12,120円	1,212円	2,424円	3,636円		
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	600	6,672円	668円	1,335円	2,002円	・同意を頂いた場合、月1回のみ算定	
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	574	6,382円	639円	1,277円	1,915円	・同意を頂いた場合、月1回のみ算定	
特別管理加算（Ⅰ）	500	5,560円	556円	1,112円	1,668円	・在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態など（月1回のみ加算）	
特別管理加算（Ⅱ）	250	2,780円	278円	556円	834円	・在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態など（月1回のみ加算）	
退院時共同指導加算	600	6,672円	668円	1,335円	2,002円	・退院又は退所後、初回訪問の際1回のみ算定・主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合	
複数名訪問看護加算Ⅰ	(30分未満)	254	2,824円	283円	565円	848円	・1回につき同時に複数名の看護師が訪問看護を行った場合に算定（利用者または家族の同意が必要）
	(30分以上)	402	4,470円	447円	894円	1,341円	
複数名訪問看護加算Ⅱ	(30分未満)	201	2,235円	224円	447円	671円	・1回につき同時に看護師と看護補助者が訪問看護を行った場合に算定（利用者または家族の同意が必要）
	(30分以上)	317	3,525円	353円	705円	1,058円	
長時間訪問看護加算	300	3,336円	334円	668円	1,001円	・特別管理加算対象の方で90分以上の訪問看護を実施した場合に算定	
夜間（18～22時）又は早朝（6～8時）加算	所定単位数の25/100						
深夜（22～6時）加算	所定単位数の50/100						

※利用者負担金額（1割/2割/3割）は、1回の訪問あたりにかかる負担金額ですが、介護保険の限度額を超えてしまう場合、超過分は全額自己負担となる場合があります。

利用者負担金の計算方法

$$① \text{【A】} = \text{【A】} \times 0.1 \text{ (保険者負担分: 1割未満切り捨て)} \quad \text{【B】} = \text{【A】} \times 0.2 \text{ (利用者負担金: ①×2)}$$

$$② \text{【A】} = \text{【A】} \times 0.2 \text{ (保険者負担分: 1割未満切り捨て)} \quad \text{【B】} = \text{【A】} \times 0.2 \text{ (利用者負担金: ②×2) となり、}$$

$$\text{【A】} = \text{【A】} \times 0.3 \text{ (保険者負担分: 1割未満切り捨て)} \quad \text{【B】} = \text{【A】} \times 0.3 \text{ (利用者負担金: ③×3) となります。}$$

上記の【A】は1回分の単位数に換算したものであり、負担金額は1月の合計単位数で算出される。多少の誤差が出る。

※ 緊急時訪問看護加算の契約いただいた方は、24時間無料で電話相談が可能となります。  
また、お電話での状況により、必要であれば夜間や早朝、休日の緊急訪問にも対応致します。



しらせぎ訪問看護リハビリステーション網島 訪問看護・自費サービス 料金表

①自費の訪問看護

時 間	料 金	備 考
平日営業時間内 (9:30-17:00) 30分未満	5,000円	以降、30分ごとに5,000円追加
営業時間外【夜・朝】 (6:00-9:30 17:00-22:00) 30分未満	6,500円	以降、30分ごとに6,500円追加
営業時間外【深夜】 (22:00-6:00) 30分未満	8,000円	以降、30分ごとに8,000円追加
休日の日中 (9:30~17:00) 30分未満	6,000円	以降、30分ごとに6,000円追加
休日の時間外【夜・朝】 (6:00-9:30 17:00-22:00) 30分未満	7,500円	以降、30分ごとに7,500円追加
休日の時間外【深夜】 (22:00-6:00) 30分未満	9,000円	以降、30分ごとに9,000円追加

②その他の費用

訪問交通費	通 常 ・ 自転車または 自社車両移動	通常事業以外の訪問交通 費は徴収しない	通常のサービス実施地域 ●港北区 ●鶴見区
	営業時間外 ・ 夜間緊急 タクシーを 使用した場合	実 費	
ご遺体のケア料	訪問看護と連続して 行われた在宅での 死後の処置	15,000円	

当日キャンセル料金	2,000円	無断キャンセルも含まれます
-----------	--------	---------------

振込口座	銀行名	横浜銀行	請求月の月末までに左記指定口座までお振り 込みいただきます。 (振込手数料はご利用者様負担にてお願いしま す)
	支店名	網島支店	
	口座番号	(普通) 6141218	
	振込先名	しらせぎ訪問看護リハビリステーション網島 (株)ドリーム・クルー 代表取締役 京極 俊広	

【別表】

【医療保険】

項 目	単価 (円)	利用料概算(看護師の場合)			
		1割負担	2割負担	3割負担	
①基本利用料(訪問日毎に算定)					
基本療養費Ⅰ	週3日目まで	5,550	555	1,110	1,665
	週4日目以降	6,550	655	1,310	1,965
基本療養費Ⅱ (同一建物居住者に対する訪問看護)	同一日に3人以上(2人迄は基本療養費Ⅰと同額)				
	週3日目まで	2,780	278	556	834
基本療養費Ⅲ (入院中の一時帰宅者に対する訪問看護)	週4日目以降	3,280	328	656	984
	厚生労働大臣が定める疾病患者、特定管理加算対象者(入院中2回迄算定可) 外泊中訪問看護が必要と判断された方(入院中1回のみ算定)に限る	8,500	850	1,700	2,550
管理療養費(1月につき)	月の初日	7,670	767	1,534	2,301
	訪問看護管理療養費1(2日目以降)	3,000	300	600	900
実際かかる費用例(試算表) ※10円未満四捨五入	週1回の訪問の場合(月5回)	47,070	4,710	9,410	14,120
	週2回の訪問の場合(月9回)	81,190	8,120	16,240	24,360
	週3回の訪問の場合(月13回)	115,310	11,530	23,060	34,590
	週6回で2週間(特別指示書)の訪問の場合(月12回)	112,780	11,280	22,560	33,830
②複数回の訪問を行った日に算定					
難病等複数回加算	1日2回訪問の場合	4,500	450	900	1,350
	1日3回以上訪問の場合	8,000	800	1,600	2,400
③複数名で訪問した場合の算定(週1回)					
複数名訪問看護加算	① 2人目が看護師の場合(週1回まで)	4,500	450	900	1,350
	② 2人目が准看護師の場合(週1回まで)	3,800	380	760	1,140
	③ 2人目が看護補助者の場合(週3回まで)	3,000	300	600	900
	④ ③且つ厚生労働大臣が定める場合	3,000	300	600	900
	悪性腫瘍末期等、国が定めた疾病の人へ複数名で訪問を行った時	1日2回 訪問の場合	6,000	600	1,200
	1日3回以上 訪問の場合	10,000	1,000	2,000	3,000
④長時間の訪問に対する算定(週1回)					
長時間訪問看護加算	レスビ装着、特別管理加算対象者、特別指示期間対象者、90分超えの場合	5,200	520	1,040	1,560
⑤夜間・早朝、深夜の訪問に対する算定					
夜間・早朝加算	夜間(午後6時～午後10時)・早朝(午前6時～午前8時)	2,100	210	420	630
深夜加算	深夜(午後10時～翌6時まで)	4,200	420	840	1,260
⑥在宅療養支援診療所の指示に基づく緊急訪問の算定					
緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650	265	530	795
	月15日目以降	2,000	200	400	600
⑦対象の方又は同意を頂いた方に月1回算定					
24時間対応体制加算	24時間対応できる体制にある時	6,520	652	1,304	1,956
訪問看護情報提供療養費		1,500	150	300	450
特別管理加算Ⅰ	在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理 気管切開又は留置カテーテルを使用している状態	5,000	500	1,000	1,500
特別管理加算Ⅱ	在宅 { 自己腹膜透析・血液透析・自己疼痛 成分栄養経管栄養法・中心静脈栄養法 人工呼吸・持続陽圧呼吸療法 酸素療法 肺高血圧疾患患者 } 指導管理算定患者	2,500	250	500	750
*2箇所のステーションの場合は各ステーションで算定	人工肛門又は人工膀胱設置している状態 在宅患者訪問点滴注射管理指導料算定している状態				
在宅患者連携指導加算	医療機関と連携し、患者家族に指導及び他職種への情報提供	3,000	300	600	900

項 目	単価 (円)	利用料概算(看護師の場合)		
		1割負担	2割負担	3割負担

⑦対象の方又は同意を頂いた方に月1回算定

訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ	在宅又は特別養護老人ホーム等で死亡した利用者に対し、支援体制を家族に説明して死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上訪問看護実施	25,000	2,500	5,000	7,500
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅱ	特別養護老人ホーム等で看取り介護加算等を算定している利用者の場合に訪問看護実施	10,000	1,000	2,000	3,000

⑧在宅療養における連絡調整に関する算定

退院時共同指導加算	医療機関と連携し、退院の援助を行った場合	8,000	800	1,600	2,400
退院支援指導加算	退院日に訪問し、在宅療養上必要な指導を行った場合	6,000	600	1,200	1,800
在宅患者緊急時カンファレンス加算	急変に伴い、医療従事者又は指定特定相談支援事業者等の相談支援専門員と共同で患者でカンファレンスを行った場合(月2回)	2,000	200	400	600
在宅患者連携指導加算	利用者(または家族等)の同意を得て、医師、歯科医師、薬剤師等と月2回以上文書等(電子メール、ファクシミリでも可)により情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合(月1回)	3,000	300	600	900

⑨差額費用

長時間看護	2時間を超える場合1.5時間以降30分毎に	1,500	
休業日の訪問看護	1.5時間以内	5,000	保険の中で実施された看護が休業日の場合に算定
(土曜・日曜・祭日、12月29日～1月4日)	2時間を超える場合1.5時間以降30分毎に	2,000	

⑩その他の費用

ご遺体のケア料	訪問看護と連続して行われた在宅での死後の処置	15,000円
キャンセル料	当日又は無断のもの	2,000円

⑪自費の訪問看護

時 間	料 金	備 考
平日営業時間内 (9:30-17:00) 30分未満	5,000円	以降、30分ごとに5,000円追加
営業時間外【夜・朝】 (6:00-9:30 17:00-22:00) 30分未満	6,500円	以降、30分ごとに6,500円追加
営業時間外【深夜】 (22:00-6:00) 30分未満	8,000円	以降、30分ごとに8,000円追加
休日の日中 (9:30-17:00) 30分未満	6,000円	以降、30分ごとに6,000円追加
休日の時間外【夜・朝】 (6:00-9:30 17:00-22:00) 30分未満	7,500円	以降、30分ごとに7,500円追加
休日の時間外【深夜】 (22:00-6:00) 30分未満	9,000円	以降、30分ごとに9,000円追加